

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和元年11月8日

香川県知事職務代理者

香川県知事 西 原 義 一

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	扇沢地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	杉林地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	豆塚地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下林地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	中姫2号地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	豆塚2号地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	屋敷地区	平成30年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大福地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	柞田川地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	中横井地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上杉林地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	残水西地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下組2号地区	平成31年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上の段地区	平成31年3月20日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大谷上池地区	平成30年3月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	重兵池地区	平成30年3月16日
〃	単独県費補助土地改良事業	三谷上池地区	平成30年3月16日

(ため池改修事業)